

2020年度 法科大学院

第4期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 管轄に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴訟の目的の価額が90万円を超える金銭請求の事件については、地方裁判所の管轄になる。
2. どのような管轄であっても、当事者の合意によっては変更することはできない。
3. 自然人間の民事訴訟においては、原告の住所地を管轄する裁判所に土地管轄があるのが原則である。
4. 管轄権のない裁判所に訴えが提起された場合でも、被告が管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をしたときは、その裁判所に管轄権が認められる。

問2 訴訟上の代理に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 未成年者については、実体法上法定代理人の地位にある親権者といえども、訴訟上は法定代理人ではない。
2. 法人の代表者につき法定代理人に関する規定が準用されるので、法人が当事者となる訴訟では、法人の代表者によって訴訟行為が行なわれる。
3. 民法の表見代理の規定は、訴訟手続においても適用されると解するのが判例の立場である。
4. 法律の素人である一般人は、弁護士を訴訟代理人として委任しなければ、訴訟はできない。

問3 訴えの利益に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴えの利益を欠く訴えは却下される。
2. 確認の利益は、原告・被告間の紛争解決にとって、確認訴訟という手段が有効・適切であり、確認の対象として選んだ訴訟物が、原告・被告間の紛争解決にとって有効・適切であり、原告の権利又は法的地位に危険や不安が現存し、これを解消するために確認判決を得ることが必要かつ適切である場合に認められる。
3. 現在給付の訴えの利益を認めるためには、訴えの提起前に原告が履行を催告したにもかかわらず被告が履行を拒絶したといった事情が存在することが必要である。
4. 将来の給付の訴えは、口頭弁論終結時までには履行を求め得る状態にならない給付請求権を主張するものであるから、あらかじめこの請求をして給付判決を得ておく必要のある場合にのみ許される。

問4 訴えの提起に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴えの提起は、地方裁判所では、原告が訴状を第一審裁判所に提出することにより行われる。
2. 簡易裁判所では訴えを口頭で提起することが認められている。
3. 訴訟係属は、訴状の提出時ではなく、訴状の送達時に発生する。
4. 既に訴訟係属中である同一事件について、更に別個に訴えを提起することは禁じられているから、裁判所は、後に提起された訴えが二重起訴になると認めれば、原告の訴状を却下しなければならない。

問5 弁論準備手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 弁論準備手続とは、口頭弁論期日外の期日において、争点及び証拠の整理を目的として行われる手続である。
2. 弁論準備手続は、一般公開を要しない。
3. 弁論準備手続では、文書の証拠調べをすることはできない。
4. 弁論準備手続後の口頭弁論において、当事者は、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない。

問6 人証に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 16歳未満の者を証人として尋問することはできない。
2. 証人尋問は、弁論準備手続期日において行うことができる。
3. 裁判長の許可を受けたとしても、証人は、書類に基づいて陳述することはできない。
4. 証人及び当事者本人の尋問を行う場合、裁判長の許可を受ければ、証人尋問よりも先に当事者本人尋問を行うことができる。

問7 既判力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 1個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起された場合に、その一部請求についての確定判決の既判力は残部の請求に及ばない。
2. 金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、前訴判決の既判力に抵触することはないものの、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない。
3. 債権者が主たる債務者を被告として提起した貸金返還請求訴訟で勝訴の確定判決を得た場合、後に債権者が保証人を被告として提起した保証債務履行請求訴訟において、保証人が主たる債務につき弁済の抗弁を主張することは、前訴判決の既判力に抵触するので、許されない。
4. 原告の被告に対する1000万円の貸金返還請求訴訟において、被告が600万円の自働債権による相殺の抗弁を主張したのに対し、裁判所が訴求債権及び反対債権の双方が全額成立すると認定し、相殺を理由に400万円の支払を命じる判決が確定した場合、基準時に600万円の反対債権が存在しないことの判断に既判力が生じる。

問8 当事者の行為による訴訟の終了に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴えの取下げは、それにより最初に遡って訴訟係属の効力が消滅し、被告に不利益が及ぶことはないから、被告が異議を述べたとしても、取下げの効力が否定されることはない。
2. 請求の放棄は、訴訟物たる権利又は法律関係につき原告がその請求を放棄する旨の意思表示であるから、身分法上の争いに関する人事訴訟手続においても、裁判所にその意思表示が到達した時点で直ちに効力が発生する。
3. 訴訟上の和解は、当事者の合意によって訴訟上の効果が発生するから、当事者の意思を慎重に確認するため、法廷で行う必要がある。
4. 控訴の取下げは、原判決に影響を及ぼすことはなく、被控訴人に不利にならないから、被告が異議を述べたとしても、取下げの効力が否定されることはない。

問9 補助参加に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 補助参加とは、他人間の訴訟の結果について利害関係を有する第三者が、当事者の一方を補助し、これを勝訴させることによって自己の利益を守るため、自己の名において訴訟行為をすることをいう。
2. XのYZに対するYZの共同不法行為を理由とする損害賠償請求訴訟の第一審において、Yに対する請求を認容し、Zに対する請求を棄却する判決があり、Xが自己に対する判決について控訴しない場合、Yは、XZ間の判決について控訴するためXに補助参加をすることはできない。
3. 補助参加人の訴訟行為は、補助参加を許さない裁判が確定した場合においても、当事者が援用したときは、その効力を有する。
4. 民訴法46条所定の判決の補助参加人に対する効力は、既判力ではなく、判決の確定後補助参加人が被参加人に対してその判決が不当であると主張することを禁ずる効力であって、判決の主文に包含された訴訟物たる権利関係の存否についての判断だけではなく、その前提として判決の理由中でなされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断にも及ぶ。

問10 上訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 控訴審は、第一審判決の事実認定や法的判断が第一審の訴訟資料から適法に基礎づけられることができるかどうかだけを審理する。
2. 控訴審は、控訴又は附帯控訴によってされた不服の限度においてのみ、第一審判決の取消し及び変更をすることができる。
3. 最高裁判所に対する上告は、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反がある場合にもすることができる。
4. 原判決において適法に確定した事実であっても、上告裁判所を拘束することはない。

[刑事訴訟法]

問1 逮捕・勾留に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者について窃盗と傷害の複数の被疑事実が存在し、窃盗の被疑事実のみを理由として逮捕・勾留している場合、傷害の被疑事実についても逮捕・勾留する必要がある場合には傷害の事実を理由として逮捕・勾留することができる。
2. 1.の場合、窃盗の被疑事実のみで逮捕した後、勾留の段階で、嫌疑の認められる傷害の被疑事実を追加して勾留することができる。
3. 先行する逮捕手続の違法を理由として勾留請求が却下された場合に、逮捕の違法が形式的瑕疵によるものであるとき、再逮捕は許されない。
4. 逮捕・勾留したものの犯罪の嫌疑が十分でないため被疑者を釈放した後、新たに重要な証拠を発見したなどの著しい事情変更があり、かつ、それを許すことが逮捕・勾留の不当なむし返しにならないと認められる場合には、再度の逮捕・勾留は許される。

問2 捜索・差押え・検証に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 令状により捜索・差押え・検証を実施する際には、その処分を受ける者に令状を示さなければならないが、処分を受ける者が不在のときは令状を示す必要はない。
2. 令状により捜索・差押えを実施する場合、解錠等の必要な処分をすることができるから、合鍵の入手が可能であっても錠を壊して扉を開けることが許される。
3. 日没前に令状による捜索・差押え・検証に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。
4. 捜索差押え許可状には、被疑者の氏名、罪名、差し押さえるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間等を記載しなければならないが、被疑事実を記載する必要はない。

問3 職務質問に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由のある者を停止させて質問することができる。
2. 警察官は、その場で質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、職務質問をするため、その者に付近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。
3. 警察官は、警察官職務執行法の規定により職務質問をすることができる場合には、その者の身柄を一時的に拘束することができる。
4. 職務質問に付随する所持品検査として、捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、許される場合がある。

問4 以下の文章は、取調べに関連する近時の法改正に関する記述の一部である。下線を付した(1)から(4)の部分のうち、誤った記述が含まれているものを一つ選びなさい。

「近年、被疑者の取調べを適正化するため、取調べの全面的な録音・録画を義務づけるべきだとし、あるいはこれと併せて、取調べに弁護人が立ち会うことを権利として認めるべきだとする議論(いわゆる取調べの可視化論)が有力に主張されるようになった。他方、わが国の刑事司法において、従来被疑者の取調べは真相解明において重要な役割を担っており、被疑者の供述を中心とした立証を行うための証拠収集が行われてきた実態を踏まえ、このような証拠収集のあり方から脱却するためには、被疑者の取調べ以外の証拠収集手段の多様化、適正化を図るため、刑事免責等の新たな制度の導入や通信・会話の傍受等既存の証拠収集制度の要件の見直しを行う必要があるとの議論も強く主張された。このような議論を踏まえ、以下の法改正が行われた。

その内容は、①取調べの録音・録画制度の導入、②被疑者国選弁護制度の拡大及び取調べにおける弁護人立会制度の導入、③合意制度及び刑事免責制度の導入、④通信傍受の対象犯罪の拡大、実施方法の合理化・効率化などを柱とするものである(1)。

第1に、取調べの録音・録画制度について説明する。

取調べの録音・録画の対象となるのは、㉑裁判員制度対象事件及び㉒検察官独自捜査事件(検察官が直接告訴・告発等を受けまたは自ら認知して捜査を行う事件)である(2)。

検察官・検察事務官及び司法警察職員は、対象事件について、逮捕・勾留中の被疑者の取調べ又は弁解の機会(以下「取調べ等」という。)に際しては、原則として、取調べ等の開始から終了に至るまでの間における被疑者の供述およびその状況を記録媒体に録音・録画しなければならない(3)。

例外は、㉓機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録ができないとき、㉔被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をすると被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき、㉕当該事件が指定暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき、㉖被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体・財産に害を加え又はこれらの者を畏怖・困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき、である(4)。(以下、省略)」

問5 接見交通権に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判例によれば、刑事訴訟法39条1項の定める弁護人等との接見交通権は、身体を拘束された被疑者が弁護人の援助を受けることができるための刑事手続上もっとも重要な基本的権利に属するものであるとともに、弁護人の固有権のもっとも重要なものの一つである、とされている。
2. 判例によれば、弁護人となろうとする者と被疑者との逮捕直後の初回の接見は、速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要であるから、捜査機関としては、即時又は近接した時点の接見を認めても接見の時間を指定すれば捜査への顕著な支障を避けることが可能なときは、被疑者の引致後直ちに行うべき手続等を終えた後において、たとえ比較的短時間であっても、接見を認めるようにすべきである、とされている。
3. 判例によれば、検察官は、起訴後勾留中の被告事件の捜査のため必要があるときは、同事件について防御権の不当な制限にわたらない限り、被告事件の弁護人との接見に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる、とされている。
4. 弁護人等との接見交通については、法令で、被疑者の逃亡、罪証の隠滅等を防ぐために必要な制限措置を規定することができる。

問6 公訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 公務員職権濫用罪等の一定の罪について、検察官がした不起訴処分不服のある告訴人らが、裁判所にその事件を裁判所の審判に付することを請求し、裁判所がこれを審判に付す決定をした場合、公訴提起が擬制される。
2. 検察官は、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。
3. 公訴時効は、その事件についてした公訴の提起によってその進行を停止する。
4. 検察官は、いったん公訴を提起したら、これを取り消すことはできない。

問7 訴因変更に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因の追加、撤回又は変更を許さなければならない。
2. 判例によれば、裁判所が当初の訴因事実既に含まれている事実を認定する場合、訴因変更手続を要しない、とされている。
3. 判例によれば、当初の訴因事実と異なる事実を認定する場合に訴因変更の可否を判断するに当たっては、審判対象の画定という見地から判断すれば足り、被告人の防御にとって重要な事項であるかどうかを考慮する必要はない、とされている。
4. 判例によれば、検察官が裁判所の訴因変更命令に従わない場合に、裁判所の訴因変更命令により訴因が変更されたものとする効力を認めることはできない、とされている。

問8 自白の証拠能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判例によれば、任意にされたものでない疑いのある自白は、その自白の内容が虚偽であると認定できる場合にのみ、その証拠能力が否定される。
2. 判例によれば、起訴不起訴の決定権をもつ検察官の、自白をすれば起訴猶予にする旨の言葉を信じ、起訴猶予になることを期待してした自白は、任意性に疑いがあるものとして、証拠能力が否定される。
3. 判例によれば、偽計によって被疑者が心理的強制を受け、その結果虚偽の自白が誘発されるおそれのある場合には、その自白は任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を否定される。
4. 判例によれば、捜査官の取調べの際、被疑者が両手に手錠を施されたままであるときは、その結果被疑者がした自白は、反証のない限りその供述の任意性に一応の疑いをさしはさむべきであるが、具体的事実関係の下で任意性があるとの反証が立証された場合には、証拠能力が認められる。

問9 伝聞証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被告人Xが、Aに対する殺人の共謀共同正犯として起訴された事件の公判における、殺害実行犯である証人Wの「私はXから『Aは殺してもいいやつだ。出勤時間を調査して射殺する計画を立てるように。』と言われた。」旨の証言は、伝聞証拠ではない。
2. 被告人Xが、Aに対する殺人の共謀共同正犯として起訴された事件の公判における、共犯者である証人Yの「私は殺害実行犯であるWから『Aを殺したのは自分だ。』と聞いた。」旨の証言は、伝聞証拠ではない。
3. 被告人Xが、Aを脅迫して金員を喝取したとの公訴事実に係る恐喝事件の公判における、被害者である証人Aの「私はXから『俺は以前人を殺したことがある。おまえを殺すことなど簡単だ。』と脅された。」旨の証言は、伝聞証拠ではない。
4. 被告人Xが、Aを脅迫して金員を喝取したとの公訴事実に係る恐喝事件の公判において、証人Zの「私はAから『Xに殺すと脅かされて100万円を支払った。』と聞いた。」旨の証言は、伝聞証拠である。

問10 裁判員裁判に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判員裁判対象事件であっても、被告人の明示の意思に反するときは、裁判員の参加する合議体により審理・裁判することはできない。
2. 裁判所は、裁判員裁判の対象事件については、第1回の公判手続前に、当該事件を公判前整理手続に付さなければならない。
3. 裁判員裁判においては、裁判官及び裁判員の合議により、事実の認定、法令の適用及び刑の量定を行う。
4. 裁判員裁判により言い渡された判決につき、検察官は、事実認定・法令適用の誤りだけでなく、刑の量定が不当であることを理由として、控訴の申立てをすることができる。